資料１０－１

ウランと環境研究懇話会規則

制定　２９峠（規則）第１号
平成２９年　４月　１日
改正　令０６峠（規則）第２０号
令和　６年１０月１３日

（目　的）

第１条　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）が進めるウランと環境研究について、研究開発活動の効率化・活性化、研究活動を通じた地域共生、研究活動の安全・安心等の視点から意見や提言を頂き、研究開発の信頼性・透明性を確保するため、外部の専門家等で構成する「ウランと環境研究懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　懇話会は、前条の目的を達成するため、以下の事項についての意見や提言を行う。

(1) ウランと環境をテーマとした研究開発計画等に関すること
(2) 立地地域の安全・安心や地域貢献に関すること
(3) 中山間地域における企業活動及び地域貢献等に関すること
(4) その他委員長が必要とする事項

（構　成）

第３条　懇話会は、委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、委員の互選によって選出する。

３　委員長に事故があるときには、委員長が予め指名した者が、その職務を代行する。

４　委員は、原則として機構の外部から公正な立場で意見及び提言が期待できる(1)～(3)の対象から、センター所長が委嘱する。

(1) 環境動態や環境放射能、廃棄物問題に関連する分野に精通しているなど、十分な技術的助言意見・提言能力を有する専門家
(2) 立地地域からの安全・安心及び地域貢献に関して助言や提言ができる方
(3) 中山間地域問題に精通し、地域と企業活動の視点から助言・提言能力を有する専門家

５　委員の代理出席は不可とする。

６　懇話会には必要に応じてオブザーバーを参加させることができる。オブザーバーは所長が参加を依頼する。

（任　期）
第４条　委員の任期は、原則として２年とするが、留任は妨げない。

（部　会）
第５条　懇話会には、必要に応じ部会を置くことができる。
２　部会は部会長及び部会委員をもって構成する。
３　部会長は、部会委員の互選によってこれを選出する。
４　部会委員は、委員及び十分に評価能力を有する専門家から、委員長が委嘱する。

（会　議）
第６条　懇話会の会議は、委員長が招集する。
２　部会の会議は、部会長が招集する。
３　委員長及び部会長は、必要に応じて委員及び部会委員以外の者を会議に出席させることができる。

（結果の処理）
第７条　懇話会資料及び懇話会での意見及び提言、部会資料及び部会での意見及び提言は、その概要を、センターのホームページで公開する。

（細　則）
第８条　懇話会及び部会の運営に関する必要な事項は、事務局の補佐を得て、委員長が委員に諮って定めることができる。

（事務局）
第９条　懇話会及び部会の事務局は、総務・共生課が行う。

附　則（29 峠（規則）第１号）
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
附　則（29 峠（規則）第３号）
この規則は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。
附　則（30 峠（規則）第５号）
この規則は、平成 30 年 11 月 1 日より施行する。
附　則（令 05 峠（規則）第 32 号）
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
附　則（令 06 峠（規則）第 20 号）
この規則は、令和 6 年 11 月 1 日より施行する。